

令和 8 年度糸魚川市生活排水処理実施計画（し尿及び浄化槽汚泥）

1 目的

本計画は、環境衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、糸魚川市の令和 8 年度における生活排水の適正な処理について、必要な事項を定めるものである。

2 処理区域

糸魚川市の全域

3 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 収集する生活排水の種類

し尿及び浄化槽汚泥

※浄化槽は、浄化槽法では合併処理浄化槽のことを指すが、この実施計画では合併処理浄化槽のほか単独処理浄化槽を含むものとする。

5 生活排水の排出状況、処理主体及び処理計画

生活排水の排出状況、処理主体及び生活排水並びにし尿・浄化槽汚泥の処理計画は、原則として下記のとおりとする。

（１）生活排水の排出状況

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区 分		人 口（人）
行政区域 A		36,632
非水洗化人口 B	計画収集（くみとり） C	825
	単独処理浄化槽 D	899
	水洗化人口 E	34,908
	公共下水道 F	31,566
水洗化人口 E	コミュニティ・プラント G	0
	合併処理浄化槽 H	2,689
	農業集落排水処理施設 I	194
	漁業集落排水処理施設 J	423
	簡易排水 K	36

$$A = B + E$$

$$B = C + D$$

$$E = F + G + H + I + J + K$$

(2) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理主体
公共下水道	糸魚川市
合併処理浄化槽	糸魚川市 個人等
農業集落排水処理施設	糸魚川市
漁業集落排水処理施設	糸魚川市
単独処理浄化槽	個人等
下水道投入施設	糸魚川市

(3) 処理計画

ア 生活排水の処理計画

(ア) 公共下水道で処理する区域

公共下水道の整備計画区域とする。

(イ) 合併処理浄化槽で処理する区域

公共下水道及び集落排水処理施設の計画区域以外の区域を合併処理浄化槽の整備対象区域とする。

(ウ) 農業集落排水処理施設で処理する区域

農業集落排水処理の計画区域とする。

(エ) 漁業集落排水処理施設で処理する区域

漁業集落排水処理の計画区域とする。

イ し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(ア) 収集・運搬計画

区分	し尿		浄化槽汚泥
収集主体	委託業者(1社)	許可業者(1社)	許可業者(1社)
収集・運搬量	1,020kl／年	210kl／年	2,930kl／年
収集区域	糸魚川市 全域		糸魚川市 全域
収集回数	定期・随時		定期・随時
収集の方法	戸別収集方式		戸別収集方式
搬入場所	糸魚川市清掃センター し尿処理施設		

※仮設トイレ(工事、催し物等のために一時的に設置されたもの。ただし、各家庭の新築・増改築に伴って設置されたものは除く。)は、し尿収集運搬業務の委託業務とせず、許可業務とする。

(イ) 中間処理計画

処理方式	前処理・希釈放流	
施設名	糸魚川市清掃センター し尿処理施設	
所在地	新潟県糸魚川市大字須沢 2051 番地 2	
計画処理能力	45 kℓ／日	
計画収集量	し尿	浄化槽汚泥
	1, 230kℓ／年	2, 930kℓ／年

6 住民に対する広報・啓発活動等

糸魚川市が実施する、生活排水適正処理のための住民に対する広報・啓発は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙での啓発
- (2) 市ホームページでの啓発
- (3) 住民説明会の開催
- (4) 市の許可業者への啓発及び周知徹底等

7 その他

本処理計画に記載のない事項で処理する場合には、別途市民等に周知徹底し、適正処理を図るものとする。